

## 第1部 共通・震災編

# 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（1）

昭和 55 年 10 月 9 日

市川市条例第 35 号

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、市川市を震災から守るため、市民と市が一体となって、震災の予防、震災の応急対策その他必要な措置を講ずることにより、震災を未然に防止するとともに被害を最小限に止めることについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 震災 地震動により直接生じる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 震災を未然に防止し、地震が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、震災の復旧を図ることをいう。
- (3) 危険物 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 5 条に規定する準危険物、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類、高压ガス取締法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高压ガス、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する高压ガス以外の可燃性ガスその他これらに類するものをいう。
- (4) 有害物 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物、同条第 2 項に規定する劇物、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素その他これらに類するものをいう。
- (5) 警戒宣言 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 13 号に規定する警戒宣言をいう。

## 第 2 章 責務

### 第 1 節 市長の責務

#### （基本的責務）

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するため、最大の努力を払わなければならない。

2 市長は、前項の目的を達成するため、地震防災計画を作成し、その推進を図らなければならない。

#### （調査研究成果の公表）

第 4 条 市長は、震災の発生原因、発生状況その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行い、その成果を市民に公表しなければならない。

#### （公共施設の耐震性及び耐火性の配慮）

第 5 条 市長は、震災発生時に避難、消火、救急業務等に必要な機能を十分発揮し得るよう、庁舎及び市が所有し、又は管理する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期又は臨時に検査を行い、その安全性を確保し、適正な維持管理につとめなければならない。

#### （防災意識の高揚）

第 6 条 市長は、計画的に防災教育及び防災訓練を実施し、市民の自主的な地域防災組織の育成を図り、市民の防災意識の高揚に務めなければならない。

2 市長は、前項の地域防災組織に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

### 第 2 節 市民の責務

#### （基本的責務）

第 7 条 市民は、地震が発生したときに冷静に行動できるよう常に防災知識の修得に務め、震災を防止するため、相互に協力し、自ら生命、身体及び財産の安全確保に務めるとともに、市長が実施する防災事業に積極的に協力しなければならない。

#### （建築物等の耐震性及び耐火性の配慮）

第 8 条 市民は、建築物その他の工作物を建築するときは、震災を防止するため、耐震性及び耐火性について配慮しなければならない。

## 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（2）

（防災訓練等の参加）

第 9 条 市民は、市長又は地域防災組織が実施する防災訓練その他防災に関する行事に積極的に参加するよう務めなければならない。

（初期消火）

第 10 条 市民は、火気を使用するときは、地震による出火を防止するため、常時監視するとともに、消火器具等を配備し、出火したときは、初期消火に務めなければならない。

第 3 節 事業者の責務

（基本的責務）

第 11 条 事業者は、事業活動に当たっては、その社会的責任に基づき、事業者自らの負担と責任において、震災を防止するため最善の努力を払うとともに、市長が実施する防災事業に積極的に協力しなければならない。

（防災計画の作成等）

第 12 条 事業者は、市長が作成する地震防災計画を基準とし、事業所ごとに防災計画を作成し、その適確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

2 事業所のうち規則で定める特定施設の事業者は、前項の防災計画を市長に提出し、承認を受けるとともにその実施状況を報告しなければならない。当該防災計画を変更しようとするときも同様とする。

（施設の耐震性及び耐火性の配慮）

第 13 条 事業者は、震災を防止するため、施設の耐震性及び耐火性について配慮し、常時安全な状態に維持するよう務めなければならない。

（防災訓練）

第 14 条 事業者は、地震の発生に備え、定期又は臨時に初期消火訓練及び避難訓練等について特に配慮した防災訓練を実施しなければならない。

（緑地等の設置）

第 15 条 危険物又は有害物の製造施設、貯蔵施設、取扱施設又は運搬施設の事業者は、地震発生時において付近の住民への被害を阻止し、又は減少させるための当該施設の周囲に緑地、遮断帯その他防災上必要な施設を設置するよう務めなければならない。

第 3 章 震災予防対策

（避難場所）

第 16 条 市長は、震災が発生したとき市民を安全に保護するため、地域ごとの人口並びに道路その他施設の立地状況等を考慮して避難場所を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により避難場所を指定したときは、告示するものとする。

3 市長は、避難場所が周囲の環境等に照らし適当でなくなったと認めるときは、その指定を取り消すことができる

4 前項の指定の取消しについては、第 2 項の規定を準用する。

（建築物等の安全性）

第 17 条 市長は、地震により倒壊し、又は破損落下し、人の生命、身体及び財産に被害を与えるおそれがある建築物その他の工作物等の耐震性について調査し、研究し、その安全性を確保するため必要があると認めるときは、その改善について助言し、勧告することができる。

（宅地の安全性）

第 18 条 市長は、宅地の耐震性について調査し、研究し、その安全性を確保するため必要があると認めるときは、その改善について助言し、勧告することができる。

（地下埋設物の安全性）

第 19 条 電線、ガス管、上下水道管その他地震により被害を受けるおそれのある地下埋設物の管理者は、当該地下埋設物の安全性の確保に務めなければならない。

## 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（3）

（震災予防重点地区の指定等）

第 20 条 市長は、震災を予防するため対策を強化する必要があると認められる地域を震災予防重点地区として指定することができる。

2 市長は、震災予防重点区内における震災予防対策を積極的に推進しなければならない。

3 市長は、震災予防重点地区が震災予防対策の実施により地震に対する安全性の向上が認められたときは、その指定を取り消すことができる。

4 第 1 項の指定については第 16 条第 2 項の規定を、前項の指定の取消しについては第 16 条第 4 項の規定を準用する。

### 第 4 章 警戒宣言

（市長の措置）

第 21 条 市長は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、あらかじめ定められた地震防災計画に基づき、直ちに防災活動に従事するよう関係機関に指示しなければならない。

（市民の措置）

第 22 条 市民は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、防災上必要な限度において、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 火気使用の一時停止又は制限及び消火の準備

(2) 自動車の運行の一時停止又は制限

(3) 危険な作業等の自主的制限

(4) 非常用品の準備その他防災上必要な措置

（事業者の措置）

第 23 条 事業者は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、防災上必要な限度において、次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 施設の全部又は一部の使用の一時停止若しくは制限

(2) 危険物又は有害物の製造、貯蔵、販売、運搬及び消費又は廃棄の一時停止若しくは制限

(3) 危険物又は有害物の所在場所の変更

(4) その他防災上必要な措置

（措置命令）

第 24 条 市長は、事業者が前条各号に掲げる措置をとらないときは、当該事業者に対し必要な措置をとるよう命ずることができる。

（交通規制）

第 25 条 警戒宣言が発せられ、又は地震が発生したときは、走行中の自動車の運転者は、当該時において行われる交通規制を遵守しなければならない。

### 第 5 章 震災応急対策

（物資の確保）

第 26 条 市長は、震災に対処するため、必要な食糧、飲料水等の備蓄に努めなければならない。

2 市長は、震災による被災者の救助を行うため、物資の生産、集荷、販売、配給、保管及び運搬を業とする者（以下「業者」という。）と、その取り扱う物資の供給等についてあらかじめ協定を締結することができる。この場合において、業者は、市長から協定の締結を求められたときは、積極的に協力しなければならない。

（市民への協力要請等）

第 27 条 市長は、警戒宣言が発せられ、又は地震が発生し、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者に対し、当該応急措置の業務に協力するよう要請することができる。

2 前項の規定により応急措置に協力した者が、当該応急措置により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 15 号）の例による。

## 資料 1 - 1 市川市震災予防条例（4）

### 第 6 章 地域防災組織

（地域防災組織の結成等）

第 28 条 市民は、初期消火、避難誘導等により被害の拡大を防止するため、自主的な地域防災組織の結成に努めなければならない。

2 前項の規定により結成された地域防災組織は、地域の安全性について常に監視し、震災の発生に備え防災資器材の整備に努めるとともに防災教育を徹底し、初期消火訓練及び避難訓練等について特に配慮した防災訓練を実施しなければならない。

（地域防災組織に対する助成）

第 29 条 市長は、地域防災組織が前条第 2 項に規定する防災資器材を整備し、又は防災訓練を実施した場合において、必要があると認めるときは、助成することができる。

### 第 7 章 雑則

（報告の徴収）

第 30 条 市長は、防災上必要があると認めるときは、事業者に対し防災に関する事務又は業務について必要な事項を報告させることができる。

（立入検査）

第 31 条 市長は、防災上必要があると認めるときは、当該職員をして事業所に立ち入り、その安全性について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨を事業者に通知しなければならない。ただし、防災上緊急の必要があるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（防災訓練時の損害補償）

第 32 条 市長が実施し、又は地域防災組織が市長に届け出てその指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、当該訓練により死亡し、又は傷害を受けた場合においては、第 27 条第 2 項の規定を準用する。

（市民の意見）

第 33 条 市民は、市長に対し震災の予防に関し必要な提言を行うことができる。

（委任）

第 34 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（1）

昭和 55 年 10 月 9 日

市川市規則第 41 号

（目的）

第 1 条 この規則は、市川市震災予防条例（昭和 55 年条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災計画）

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の規定により作成する防災計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 震災に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 防災に関する訓練、教育及び広報に関すること。
- (3) 施設における防災要員の確保等自主的防災体制の整備に関すること。
- (4) 火気使用の制限、火気使用設備の点検等火気の管理に関すること。
- (5) 防災資器材、消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (6) 施設、設備等の倒壊、転倒、破損、落下等を防止するための点検、補強、固定等の保安措置に関すること。
- (7) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他救助体制に関すること。
- (8) 営業、操業の自主規制に関すること。
- (9) 危険物等の取扱い、移送等の規制等に関すること。
- (10) 破壊、爆発、流出等のおそれのある部分の保安措置に関すること。
- (11) 施設への立入制限及び施設周辺地域住民に対する防災措置の周知に関すること。
- (12) 震災発生時における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

2 事業者が複数である施設にあっては、事業者ごとの防災計画及び施設全体の共同防災計画を作成しなければならない。

（特定施設）

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する規則で定める特定施設は、別表に定めるとおりとする。

（防災計画の承認申請届）

第 4 条 条例第 12 条第 2 項の規定により防災計画の承認を受けようとする特定施設の事業者は、事業所ごとに防災計画作成（変更）承認届出書（第 1 号様式）に防災計画を添えて市長に提出するものとする。

（防災計画の実施状況報告）

第 5 条 条例第 12 条第 2 項の規定により防災計画の実施状況を報告しようとする事業者は、毎年 5 月末日までに防災計画実施状況報告書（第 2 号様式）を市長に提出するものとする。

（事業所の防災訓練）

第 6 条 条例第 14 条の規定により実施すべき防災訓練の回数は、毎年 1 回以上とする。ただし、別表 6 の項第 1 号、第 3 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に掲げる施設並びに 7 の項第 5 号及び第 6 号に掲げる施設については、6 箇月に 1 回以上とする。

（避難場所の指定）

第 7 条 条例第 16 条第 1 項の規定により避難場所を指定しようとするときは、次の各号に掲げる要件を備えている場所で行なければならない。

- (1) 震災による火災発生時において、ふく射熱に対して安全と認められる規模を有するもの
- (2) 震災発生時において、当該避難場所内に避難者の安全を損なうおそれのある建築物その他の工作物が存在しないもの

2 市長は、条例第 16 条第 1 項の規定により避難場所を指定したときは、避難場所である旨を表示した標識を市民が見やすい場所に設置しなければならない。

3 市長は、条例第 16 条第 2 項（条例第 16 条第 4 項及び第 20 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示をしたときは、広報へ掲載する等その周知を図らなければならない。

（勧告書）

第 8 条 条例第 17 条又は第 18 条の規定により勧告する場合は、防災勧告書（第 3 号様式）により行うものとする。

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（2）

（関係機関）

第 9 条 条例第 21 条に規定する関係機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所江戸川河口出張所
- (2) 千葉県市川健康福祉センター
- (3) 千葉県企業局市川水道事務所
- (4) 千葉県葛南地域振興事務所
- (5) 千葉県葛南土木事務所
- (6) 千葉県市川警察署及び行徳警察署
- (7) 東日本電信電話株式会社千葉西支店
- (8) 東日本旅客鉄道株式会社市川駅、本八幡駅、市川大野駅、市川塩浜駅及び二俣新町駅
- (9) 京成電鉄株式会社国府台駅、市川真間駅、菅野駅、京成八幡駅及び鬼越駅
- (10) 東京地下鉄株式会社妙典駅、行徳駅及び南行徳駅
- (11) 北総鉄道株式会社北国分駅
- (12) 東京都交通局本八幡駅
- (13) 首都高速道路株式会社東京東局
- (14) 京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室
- (15) 東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
- (16) 一般社団法人市川市医師会
- (17) 一般社団法人市川市薬剤師会

（地域防災組織）

第 10 条 条例第 28 条第 1 項に規定する地域防災組織とは、規約を作成し、地域防災組織結成届（第 4 様式）により市長に届け出たもので、次に掲げる事項をその事業内容としているものとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 震災予防に関すること
- (3) 震災応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資器材の整備に関すること

（防災訓練等の届出）

第 11 条 条例第 28 条第 2 項の規定により地域防災組織が防災訓練等を実施しようとするときは、防災訓練等実施届出書（第 5 号様式）により防災訓練等実施予定日の 14 日前までに市長に届け出なければならない。

（立入検査員証）

第 12 条 条例第 31 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（第 6 号様式）とする。

（委任）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 5 月 27 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 6 月 30 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 27 日規則第 115 号）

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（3）

別表

1 危険物施設	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条許可を受けた施設、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 3 条、第 5 条及び第 12 条第 1 項の規定による許可を受けた施設、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の規定による許可を受けた施設並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項の規定による登録及び第 36 条第 1 項の規定による許可を受けた施設
2 有害物施設	毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 4 条第 1 項の規定による登録を受けた施設並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項本文の規定による許可を受けた施設、同法第 3 条の 2 第 1 項本文、第 3 条の 3 第 1 項及び第 4 条第 1 項本文の規定による届出をした施設並びに同法第 4 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けた施設
3 供給事業施設	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 3 条の規定による登録及び同法第 35 条の規定による許可を受けた施設並びに同法第 72 条第 1 項、第 86 条第 1 項及び第 106 条の規定による届出（同条の規定による廃止の届出を除く。）をした施設、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による登録並びに同法第 3 条及び第 27 条の 4 の規定による許可を受けた施設、同法第 27 条の 13 第 1 項及び第 27 条の 27 第 1 項の規定による届出をした施設並びに同法第 27 条の 31 第 1 項の規定による許可及び同法第 97 条第 1 項の規定による指定を受けた施設、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 6 条第 1 項及び第 26 条の規定による許可を受けた施設並びに同法第 32 条の規定による確認を受けた施設並びに工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 3 条第 1 項の規定による届出をした施設及び同条第 2 項の規定による許可を受けた施設
4 運輸事業施設	鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項及び第 32 条の規定による許可を受けた施設、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定による許可並びに同法第 47 条第 1 項の規定による免許を受けた施設並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条及び第 35 条第 1 項の規定による許可を受けた施設並びに同法第 36 条第 1 項の規定による届出をした施設
5 電気通信事業施設	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条第 2 項に規定する事業の遂行に関する施設
6 次に掲げる施設のうち収容人員（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 1 条の 2 第 3 項第 1 号イに規定する収容人員をいう。以下同じ。）30 人以上の施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</li> <li>(2) 公会堂、集会場その他これらに類するもの</li> <li>(3) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの</li> <li>(4) 遊技場又はダンスホール</li> <li>(5) 待合、料理店その他これらに類するもの</li> <li>(6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</li> <li>(7) 飲食店</li> <li>(8) 旅館、ホテル又は宿泊所</li> <li>(9) 病院、診療所又は助産所</li> <li>(10) 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</li> </ol>
7 次に掲げる施設のうち収容人員 50 人以上の施設	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</li> <li>(2) 前項第 10 号に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</li> <li>(3) 車両の停車場</li> <li>(4) 社、寺院、協会その他これらに類するもの</li> <li>(5) 学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</li> <li>(6) 保育所、老人ホームその他これらに類する社会福祉施設</li> <li>(7) 工場、作業場その他これらに類するもの</li> <li>(8) 前各号に該当しない施設</li> </ol>
8 その他市長が指定する防災上重要な施設	



# 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（4）

第1号様式

防災計画作成(変更)承認届出書			
			年 月 日
市川市長 様			
住所 _____			
氏名 _____ 印 _____			
防災計画を別添のとおり作成（変更）したので、市川市震災予防条例第12条第2項の規定により届け出ます。			
事業所の名称			
施設の所在地			
施設の概要			
連絡先	住所		
	担当者氏名		電話番号 _____

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（5）

第 2 号様式

防災計画実施状況報告書			
年 月 日			
市川市長 様			
住所 _____			
氏名 _____ 印			
市川市震災予防条例第12条第 2 項の規定により報告します。			
事業所の名称			
施設の所在地			
実施した防災 計画の項目	実施状況及び内容	実施年月日	摘 要
※備考 詳細は別紙とすること。			

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（6）

第3号様式

（避難場所標識板・補助標識板・海拔表示板）

The sign is divided into several sections:

- Top Left:** Icon of a person running from a flood. Text: ひなんばしょ, **避難場所**, Evacuation Site, 避难场所 대피 장소.
- Top Middle:** Icon of a person running into a shelter. Text: ひなんじょ, **避難所**, Emergency Shelter, 避难所 대피소.
- Top Right:** Three hazard icons with text: 洪水 Flood 洪水 강홍수; 高潮 / 津波 Storm Surge / Tsunami 风暴潮 / 海啸 고조 / 지진해일; がけ崩れ Landslide 岩崩 산사태.
- Bottom Left (Blue Bar):** かいぼつ, **ここは海拔 2.8m です**, Above sea level 海拔 해발.
- Bottom Right (Blue Bar):** **ここは最大 0.0m 浸水する恐れがあります**, This area may be flooded up to 0.0 meters deep, 此处浸水水位最高可达 0.0 米, 이곳은 최대 0.0m 침수될 우려가 있습니다.
- Bottom (Green Bar):** まましょうがっこう, **真間小学校**, Mama Elementary School, 真间小学, 마마 초등학교, **市川市**.

### 【標識の掲載内容】

- ・避難種別（洪水、高潮／津波、がけ崩れ 多言語表示）
- ・海拔表示、ピクトマーク（避難所と避難場所）
- ・施設名（多言語表示）
- ・浸水深の表示（一部箇所のみ・ここは最大●.●m浸水する恐れがあります。）

# 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（7）

第4号様式

市川市指令第 号
防 災 勸 告 書
住 所
氏 名
市川市震災予防条例第 条の規定に基づき、次のとおり勧告する。
とるべき措置の内容
令和 年 月 日
市川市長 ④

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則（8）

第 5 号様式

地 域 防 災 組 織 結 成 届	
年 月 日	
市川市長	様
住 所 _____	
代表者氏名 _____ ㊟	
<p>市川市震災予防条例第 28 条第 1 項の規定により地域防災組織をつぎのとおり結成しましたので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
記	
1	地域防災組織名 _____
2	設立年月日 _____
3	添付書類 (1) 規約 (2) 組織編成名簿

# 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則 (9)

第 6 号様式

防災訓練等実施届出書				
年 月 日				
市川市長            様				
地域防災組織名				
住 所				
代表者				
氏 名                    ⑩				
市川市震災予防条例第 28 条第 2 項の規定による防災訓練等を実施したいので届け出ます。				
実施日時	年 月 日 ( )			午 時 分から 午 時 分まで
予備日時	年 月 日 ( )			午 時 分から 午 時 分まで
会 場				
参加予定人員	男 名 大人	男 名 子供	女 名 女 名	合計 名
訓練等項目	種 別	使用資器材	責任者氏名	訓練等希望内容
※備考 実施日の 14 日前までに届け出ること。				

## 資料 1 - 2 市川市震災予防条例施行規則 (10)

第 7 号様式

(表)

第 号	立 入 検 査 員 証	所属 職 氏名 年 月 日生
上記の者は、市川市震災予防条例第 31 条第 1 項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。		
年 月 日	市川市長	Ⓜ

縦 6 センチメートル

横 8 センチメートル

(裏)

市川市震災予防条例 (抜すい)

(立入検査)

第31条 市長は、防災上必要があると認めるときは、当該職員をして事業所に立ち入り、その安全性について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合は、あらかじめその旨を事業者に通知しなければならない。ただし、防災上緊急の必要があるときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

# 資料 1 - 3 市川市防災会議条例（1）

昭和 37 年 10 月 2 日

市川市条例第 24 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び 55 人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 千葉県警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (6) 教育長
  - (7) 消防長及び消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第 8 号から第 10 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者うちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（報酬及び費用弁償）

第 5 条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（議事等）

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。



## 資料 1 - 3 市川市防災会議条例（2）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 29 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 1 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 29 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 27 日条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の市川市防災会議条例第 3 条第 6 項の規定により、新たに防災会議の委員となる者の最初の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、昭和 62 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 61 年 6 月 25 日条例第 23 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 9 月 29 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 9 月 27 日条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項の規定により、新たに同条第 5 項第 8 号及び第 9 号に掲げる委員となる者の最初の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 9 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 12 年 3 月 22 日条例第 29 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 6 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 4 市川市防災会議運営要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市川市防災会議条例（昭和 37 年条例第 24 号）第 5 条の規定に基づき、市川市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定による会長の職務を代理する委員は、助役の職にある委員とする。

(会議)

第 3 条 防災会議は、会長が招集し、議長となる。

2 防災会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 4 条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 招集 年 月 日

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 議題及び審議経過

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が必要と認める事項

(専決処分)

第 5 条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

(1) 災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(4) 災害対策本部の設置に関すること。

(5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(防災会議の事務)

第 6 条 防災会議の事務は、危機管理室において処理する。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 46 年 2 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料 1 - 5 市川市防災会議委員名簿（1）

令和2年4月1日 現在

会 長

職 名	氏 名	所 在 地
市 川 市 長	村 越 祐 民	市川市八幡1-1-1

委 員

区分	職 名	氏 名	任 期	所 在 地
1号	国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所長	岩見 洋一	R2.4.1～	野田市宮崎134
1号	海上保安庁 千葉海上保安部長	玉越 哲治	31.4.1～	千葉市中央区 中央港1-12-2
1号	国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所長	小林 達徳	R1.7.16～	松戸市竹ヶ花86
1号	農林水産省 関東農政局 千葉県拠点地方参事官	中野 明久	R2.4.1～	千葉市中央区 本千葉町10-18
2号	陸上自衛隊 需品学校長	上田 和幹	30.3.27～	松戸市五香 六実17番地
3号	千葉県 葛南地域振興事務所長	上大川 順	R2.4.1～	船橋市本町1-3-1 7F 7階
3号	千葉県 市川健康福祉センター長	野田 秀平	R2.4.1～	市川市南八幡 5-11-22
3号	千葉県 葛南土木事務所長	荒木 健一	R2.4.1～	船橋市浜町2-5-1
3号	千葉県 葛南港湾事務所長	上野 兼通	R2.4.1～	船橋市浜町2-5-1
3号	千葉県 企業局 市川水道事務所長	並木 武史	R2.4.1～	市川市南八幡 1-10-15
3号	千葉県 江戸川下水道事務所長	岩岡 良	R2.4.1～	市川市福栄4-32-2
4号	千葉県 市川警察署長	山本 能之	R2.2.3～	市川市鬼高4-4-1
4号	千葉県 行徳警察署長	木内 祥恭	R2.2.3～	市川市塩浜3-10-18

## 資料 1 - 5 市川市防災会議委員名簿（2）

令和2年4月1日 現在

区分	職 名	氏 名	任 期	所 在 地
5号	市川市 副市長	笠原 智	29.12.18～	市川市八幡1-1-1
5号	市川市 副市長	大津 政雄	R2.4.1～	
5号	市川市 危機管理監	水野 雅雄	30.8.1～	
5号	市川市 危機管理室長	二宮 賢司	R2.4.1～	
5号	市川市 総務部長	植草 耕一	R2.4.1～	
5号	市川市 企画部長	佐野 滋人	30.8.1～	
5号	市川市 財政部長	金子 明	31.4.1～	
5号	市川市 保健部長	鹿倉 信一	30.8.1～	
5号	市川市 街づくり部長	菊田 滋也	30.8.1～	
5号	市川市 行徳支所長	森田 敏裕	31.4.1～	
6号	市川市 教育長	田中 庸恵	21.4.1～	
7号	市川市 消防局長	本住 敏	30.4.1～	市川市八幡1-8-1
7号	市川市 消防団長	安達 博	31.4.1～	
8号	日本郵便(株) 市川郵便局長	馬越 陵一郎	R2.4.1～ R3.3.31	市川市平田2-1-1
8号	NTT東日本 千葉事業部 千葉西支店長	石渡 琢朗	R1.7.1～ R3.3.31	船橋市湊町2-6-33
8号	東日本旅客鉄道(株) 市川駅長	内山 啓治	R1.7.1～ R3.3.31	市川市市川1-1-1
8号	京成電鉄(株) 市川真間駅長	小川 悠太	31.4.1～ R3.3.31	市川市真間1-11-1
8号	東京地下鉄(株) 浦安駅務管区 行徳地域区長	富田 武志	R2.4.1～ R3.3.31	市川市行徳駅前 2-4-1

## 資料 1 - 5 市川市防災会議委員名簿 (3)

令和2年4月1日 現在

区分	職 名	氏 名	任 期	所 在 地
8号	京葉瓦斯(株) 供給企画部 災害対策室長	斎藤 奨	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市市川南2-8-8
8号	東京電力パワーグリッド(株) 京葉支社長	岡崎 匡人	R1. 7. 1～ R3. 3.31	船橋市湊町2-2-16
8号	首都高速道路(株) 東京東局 土木保全部長	崎濱 秀仁	31. 4. 1～ R3. 3.31	中央区日本橋 箱崎町43-5
8号	北総鉄道(株) 東松戸駅務管区 北国分駅務区長	松塚 春夫	31. 4. 1～ R3. 3.31	松戸市東松戸2-158
8号	東日本高速道路(株) 関東支社 千葉管理事務所長	糸山 清高	R1. 6.27～ R3. 4.30	千葉市稲毛区長沼原 町177
8号	東日本高速道路(株) 関東支社 三郷管理事務所長	青澤 正樹	R1. 5. 1～ R3. 4.30	埼玉県三郷市番匠免 2-101-1
9号	市川市自治会連合協議会 会長	滝沢 晶次	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市八幡1-1-1
9号	市川市自治会連合協議会 副会長	稲垣 カツ	R1. 5. 1～ R3. 4.30	市川市八幡1-1-1
9号	市川災害ボランティアネットワーク 代表	福田 孝至	R1. 5. 1～ R3. 4.30	市川市新田 3-22-11-402
9号	市川市赤十字奉仕団委員長	秋元 幸子	31. 4.18～ R3. 3.31	市川市高谷2-16-15
9号	市川市婦人消防クラブ会長	安藤 千枝	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市八幡1-8-1
10号	市川市医師会長	伊藤 勝仁	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市真間1-9-10
10号	市川市歯科医師会 福祉医療管理担当理事	小宮山 高之	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市八幡2-9-9

## 資料 1 - 5 市川市防災会議委員名簿（4）

令和2年4月1日 現在

区分	職 名	氏 名	任 期	所 在 地
10号	市川市薬剤師会長	高木 百合江	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市南八幡3-1-1
10号	公益社団法人 千葉県柔道整復師会 市川・浦安支部 代表	石井 和弘	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市八幡6-3-27
10号	東京都交通局 馬喰駅務管区 本八幡駅務区長	浅沼 孝己	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市八幡2-16-13
10号	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会 常務理事	谷内 弘美	R2. 4. 1～ R3. 3.31	市川市東大和1-2-10
10号	(株)ジェイコム千葉 市川・浦安局長	関口 徹	31. 4. 1～ R3. 3.31	市川市南八幡4-17-8
10号	千葉県看護協会 市川地区部会長	鈴木 たまえ	31. 4. 1～ R3. 3.31	浦安市当代島3-4-32

# 資料 1 - 6 市川市災害対策本部条例

昭和37年10月2日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、市川市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は災害対策本部長が欠けたときは、その職務を代理する。災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ、災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(対応本部)

第3条 災害対策本部に、次に掲げる対応本部を置く。

(1) 消防本部

(2) 医療本部

(3) 被災生活支援本部

(4) 被災市街地対応本部

(5) 行徳本部

2 対応本部に対応本部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

3 対応本部長は、対応本部の事務を掌理する。

4 対応本部に対応本部長のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の必要な職員は、市の職員のうちから災害対策本部長が任命する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月26日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧（1）

令和 2 年 4 月 1 日 現在

### 1. 物資供給（食料品、飲料水、生活必需品、燃料量等）に関する協定（43 協定）

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	山口製パン株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.8	市川市若宮 2-9-5
2	フジパン株式会社 千葉工場	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.19	市川市塩浜 2-12
3	山崎製パン株式会社 松戸工場	災害時における物資の供給に関する協定	S57.10.5	松戸市南花島向町 319
4	株式会社門田商店	災害時における物資の供給に関する協定	S56.7.6	船橋市上山町 2-282
5	市川市米穀小売商組合連 合会	災害時における物資の供給に関する協定	H19.8.13	市川市若宮 2-7-13 (有)栗原米店
6	長印市川青果株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	市川市鬼高 4-5-1
7	ふじたけ味噌醸造所	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.8	市川市欠真間 1-11-7
8	合同会社西友	災害時における物資の供給に関する協定	S56.7.17	北区赤羽 2-1-1
9	株式会社マルエツ 行徳店	災害時における物資の供給に関する協定	S59.1.25	豊島区東池袋 5-51-12
10	株式会社マルエツ 南行徳店	災害時における物資の供給に関する協定	S59.2.28	豊島区東池袋 5-51-12
11	株式会社長崎屋	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	目黒区青葉台 2-19-10
12	株式会社ダイエー	災害時における物資の供給に関する協定	H20.2.25	江東区東陽 2-2-20（関東総務部 総務・リスクマネジメント課）
13	コストコホールセールジャパン 株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	H27.10.16	市川市塩浜 1-7-2 プロロジスパーク市 川コストコ 市川物流センター
14	株式会社セブン-イレブン・ジ ャパン	災害時の物資供給及び店舗 営業の継続又は早期再開に関 する協定	H28.1.20	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ワールドビ ジネスガーデン マリブイースト 35F
15	山崎製パン株式会社 デイリーヤマザキ事業統括本部	災害時における物資の供給に 関する協定	H28.6.9	千代田区岩本町 3-10-1 （管理本部総務課）
16	市川市農業協同組合	災害時における支援に関する 協定	H16.11.1	市川市北方町 4-1352-2
17	市川ビル商店会	災害時等における支援に関す る協定	H19.8.10	市川市市川 1-4-10
18	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資 供給等の協力に関する協定	H12.12.25	千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル 4F（千葉県本部）
19	カ・コ・ライストジャパン株式会 社	災害時における救援物資の供 給に関する協定	H20.7.25	市川市下新宿 3-7（市川センター）
20	千葉県ヤクルト販売株式会 社	災害発生時における乳酸菌飲 料の供給に関する協定	H23.10.12	千葉市若葉区加曾利町 63（本社）



## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (2)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
21	株式会社伊藤園	災害時における飲料等の供給に関する協定	H23.12.21	市川市原木 3020 (市川支店)
22	王子コンテナ株式会社 霞ヶ浦工場	災害時における物資の供給に関する協定	H28.7.8	茨城県稲敷市釜井 1737
23	5 日で 5000 枚の約束。 プロジェクト実行委員会	災害時における量の提供等に関する協定	H28.7.8	茨城県水戸市見和 2-232-53 (関東地区委員長、関川豊商店)
24	イオンペット株式会社	災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定	H28.11.29	市川市南八幡 4-17-8 コスモス本八幡
25	株式会社タカネス・コーポレーション	災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の供給に関する協定	H29.1.24	市川市富浜 2-3-18
26	株式会社レンティ	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	習志野市芝園 2-6-7 (営業本部)
27	株式会社フクシン	災害時における物資の供給に関する協定	H19.3.22	市川市広尾 1-6-32 (総務部)
28	JXTG エネルギー株式会社	災害時における車両燃料の供給に関する協定	H9.6.30	市川市本行徳 2554-1 (市川油層所)
29	市川市燃料販売同業組合	災害時における物資の供給に関する協定	H19.7.4	市川市稲荷木 2-6-10 (有)山岩安野商会
30	一般社団法人千葉県 L P ガス協会市川支部	災害時における物資の供給に関する協定	S56.5.8	市川市本塩 2-17 (株)アキモト商店
31	千葉県石油商業協同組合 市川支部	災害時における物資の供給に関する協定	S56.6.12	市川市二俣 555 (株)石元
32	株式会社エムオーテック	災害時における支援に関する協定	H18.7.21	港区三田 1-4-28 三田国際ビル (本社) 市川市塩浜 3-16-4 (市川工場)
33	株式会社アクティオ	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H23.10.12	市川市二俣新町 17-13-1 (市川営業所)
34	内宮運輸機工株式会社	災害発生時等における運搬車両、クレーン等の支援に関する協定	H23.10.12	市川市塩浜 3-15-5 (総務部)
35	太陽建機レンタル株式会社	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.4.30	市川市二俣 651-1
36	株式会社レント 市川営業所	災害発生時等における機材のレンタルに関する協定	H26.5.8	市川市加藤新田 202-16
37	株式会社カクタ	災害時等における自動車の貸渡しに関する協定	H31.1.25	松戸市秋山 653-3
38	株式会社デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の貸渡しに関する協定	H31.4.19	市川市市川 1-4-10
39	市川浦安木材組合	災害時における物資の供給に関する協定	H19.6.20	市川市鬼越 2-9-3 (有)石井材木店)

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (3)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
40	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	H29.6.27	東京都港区浜松町 2-7-15 三電舎ビル 4F 千葉県花見川区さつきが丘 1-44-24 (千葉ブロック担当(株)エイゼット)
41	株式会社プレナス	災害時における物資の供給に関する協定	H30.7.6	千葉県中央区問屋町 12-1-2 (2階)
42	日野興業株式会社 東京支店	災害発生時等における仮設資材のレンタルに関する協定	H30.7.6	台東区東上野 1-14-4 (野村不動産上野ビル 8F)
43	特定非営利活動法人 ボランティア・アーキテクト・ネットワーク	簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	H30.7.17	東京都世田谷区松原 5-2-4

### 2. 物資輸送等に関する協定 (9 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	赤帽首都圏軽自動車運送 協同組合 千葉県支部	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	H19.3.22	千葉県花見川区三角町 180-1
2	千葉県トラック協会 市川支部	災害時における救援物資の車両輸送に関する協定	H19.6.19	市川市南八幡 2-21-1 市川商工会議所内
3	ヤマト運輸株式会社 船橋主管支店	災害時における緊急物資輸送及び集配拠点の運営等の協力に関する協定	H31.2.12	船橋市浜町 3-3-2
4	特定非営利法人 千葉レスキューサポートバイク	災害時における応急活動の協力に関する協定	H31.4.1	松戸市幸田 3-117-1
5	ビューテックローリー株式会社	災害時における車両燃料の移送に関する協定	H19.3.27	市川市福栄 4-3-17 (市川営業所)
6	株式会社東京パワーボート センター	災害時における船舶、船着場及びその他施設の使用に関する協定	H14.1.16	市川市稻荷木 3-25-1
7	エム・ジーマリン株式会社	災害時における船舶、船着場及びその他施設の使用に関する協定	H14.1.16	市川市大和田 2-19-6
8	市川港開発協議会	災害時における協力に関する協定	H15.1.14	市川市高谷新町 5 番地 (淀川製鉄所市川工場内)
9	有限会社サポートマーケティングサービス	災害時等における水陸両用者を使用した後方支援活動に関する協定	R1.12.17	埼玉県春日部市粕壁東六丁目 1 0 番 9 号

### 3. 災害復旧に関する協定 (18 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川電業協同組合	災害時における災害活動拠点等の電気工事等の支援に関する協定	H10.2.19	市川市八幡 3-29-25 (友信電気(株)内)

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (4)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
2	市川造園建設業協同組合	災害時における支援に関する協定	H19.5.21	市川市北方町 4-2088 (ユアサ園芸内)
3		台風・豪雨等における支援に関する協定	H20.4.10	
4	千葉土建一般労働組合 市川支部	災害時等における支援に関する協定	H20.3.31	市川市若宮 3-23-1
5		台風・豪雨等における支援に関する協定	H27.9.7	
6	京葉建設業協同組合	災害時における支援に関する協定	H20.10.1	市川市東菅野 5-13-21
7		台風・雪害等における支援に関する協定	H20.10.1	
8	イカリ消毒株式会社	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	H26.6.3	市川市南行徳 4-11-19
9	株式会社市川環境エンジニアリング	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	H28.8.24	市川市田尻 2-11-25
10	株式会社シカマ体育施設	災害時における支援に関する協定	H26.6.30	市川市国分 1-18-19
11	東芝インフラシステムズ株式会社	災害時における公共施設等の復旧支援に関する協定	H25.8.23	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 (東芝インフラシステムズ)
12	一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会	台風・豪雨等におけるボランティア水防活動支援に関する協定	H27.9.1	千葉市中央区中央港 2-5-14 (市川ブロック)
13	千葉県行政書士会	災害時における支援協力に関する協定	H25.1.15	千葉市中央区中央 4-13-10
14	千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	H25.5.31	千葉市中央区中央港 1-23-25
15	千葉県弁護士会	災害時の法律相談等に関する協定	H30.7.6	千葉市中央区中央 4-13-9
16	株式会社アービック	災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	R1.5.28	市川市市川 1-23-9
17	一般社団法人 市川市ビルメンテナンス協会	災害時における防疫措置等の支援に関する協定	R1.6.13	市川市南八幡 3-3-6
18	一般社団法人市川市上下水道空調設備インフラ協会	災害発生時等における協力支援及びボランティア水防活動支援に関する協定	R2.3.6	市川市鬼越 2 丁目 5 番 4 号

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (5)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

### 4. 廃棄物処理に関する協定 (4 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川市清掃業協同組合	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市曾谷 6-30-2
2	財団法人市川市清掃公社	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市二俣新町 13-1
3	市川市浄化槽清掃協力会	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市曾谷 6-30-2 ( (株) 市川衛生管理センター)
4	市川市資源回収協同組合	災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定	H24.1.27	市川市南八幡 2-21-1 市川商工会議所 4F

### 5. 広報、報道、情報に関する協定 (6 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	京葉・西部地区タクシー運営委員会	災害時情報連絡活動協力に関する協定	H19.3.22	市川市千鳥町 7 番地 (浦安タクシー 有)
2	株式会社ジェイコム市川	防災情報等の広報に関する協定	H14.1.16	市川市南八幡 4-17-8
3	株式会社ベイエフエム	災害情報に放送に関する協定	H24.1.27	千葉県美浜区中瀬 2-6-1
4	エフエム浦安株式会社	災害情報の放送に関する協定	H30.7.6	市川市八幡 2-16-15 (本八幡駅西口ビル 8 階)
5	東京アンテナ工事株式会社	災害時等における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	R1.8.19	東京都葛飾区東新小岩 5 丁目 1 9 番 2 号
6	損保保険ジャパン日本興亜株式会社 千葉西支店	災害時等における支援に関する協定	R2.1.15	千葉県船橋市本町 3 丁目 5 番 5 号

### 6. 医療、衛生に関する協定 (18 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	一般社団法人 市川市医師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H20.7.15	市川市真間 1-9-10
2	市川浦安地域獣医師会	災害時における動物救護活動に関する協定	H21.8.17	市川市新田 4-8-18 (ひらたペットクリニック)
3	一般社団法人 市川市歯科医師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 2-9-9
4	一般社団法人 市川市薬剤師会	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 2-9-9
5	公益社団法人 千葉県柔道整復師会 市川・浦安支部	災害時等の医療救護活動についての協定	H22.3.31	市川市八幡 6-3-27
6	特定非営利活動法人日本救助犬協会	災害救助犬の出動に関する協定	H13.1.16	東京都中野区中野 3-47-13 シグマウエストビル 501

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (6)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
7	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における協力に関する協定	H19.3.22	港区西新橋 1-18-12 COMS 虎ノ門 5,6F
8	千葉中央葬祭業協同組合	災害時における支援に関する協定	H21.6.3	千葉市中央区 3-5-3 始平堂玄昌ビル 5F
9	株式会社東京楽天地	災害時における浴場等の使用に関する協定	H20.7.25	市川市柏井町 1-1520
10	千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合市川市部	災害時における浴場等の使用に関する協定	H28.4.11	市川市菅野 5-2-6 (月の湯)
11	東京歯科大学市川総合病院	災害時における医療救護所の設置場所等に関する協定	H22.8.20	市川市菅野 5-11-13
12		防災用井戸等の設置に関する協定	H22.8.20	
13	医療法人社団 市川クリニック	防災用井戸等の設置に関する協定	H8.4.1	市川市平田 1-17-19
14	国立国際医療研究センター 国府台病院	震災発生時における応急医療活動等に関する協定	H29.3.31	市川市国府台 1-7-1
15	千葉県理容生活衛生同業組合市川支部 千葉県理容生活衛生同業組合ベイサイド葛南支部	災害時における理容生活関係業務の支援に関する協定	H30.7.6	市川市市川南 1-1-4
16	一般社団法人千葉県タクシー協会	タクシー車両による緊急輸送等に関する協定	H31.1.22	船橋市本町 7-1-1
17	一般社団法人千葉県介護福祉士会	福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	H31.1.25	千葉市中央区千葉港 4-3
18	医療法人財団 明理会行徳総合病院	震災発生時における応急医療活動等に関する協定	R1.6.4	市川市本行徳 5525-2

### 7. 避難所に関する協定 (42 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	学校法人千葉学園 (千葉商科大学)	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H19.9.21	市川市国府台 1-3-1 (大学庶務課)
2	学校法人日出学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H20.11.16	市川市菅野 3-23-1
3	学校法人市川学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.2.13	市川市本北方 2-38-1
4	学校法人平田学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.2.13	市川市菅野 3-24-1 (学園本部)
5	学校法人昭和学院	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.2	市川市東菅野 2-17-1 (中学校・高等学校)

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (7)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
6	学校法人和洋学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.25	市川市国府台 2-3-1
7	学校法人奥野木学園	災害時等における一時避難場所等の提供に関する協定	H21.3.26	市川市八幡 4-5-7 (学園事務)
8	千葉県立市川工業高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市平田 3-10-10
9	千葉県立国分高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市稲越町 310
10	千葉県立国府台高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市国府台 2-4-1
11	千葉県立行徳高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市塩浜 4-1-1
12	千葉県立市川東高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市北方町 4-2191
13	千葉県立市川南高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H22.5.28	市川市高谷 1509
14	千葉県立市川昂高等学校	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	H23.4.1	市川市東国分 1-1-1
15	イオンリテール株式会社 市川妙典店・妙典タウンセンター	災害時等における支援に関する協定	H23.7.26	市川市妙典 5-3-1
16	ニッケコルトンプラザ	災害時等における支援に関する協定	H22.8.20	市川市鬼高 1-1-1
17	公益財団法人市川市文化振興財団	災害発生時等における市川市文化会館等の利用に関する協定	H23.9.7	市川市大和田 1-1-5
18	社会福祉法人 慶美会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市柏井町 4-314 (清山荘)
19	社会福祉法人 市川会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市高谷 1854 (ホワイト市川本館)
20	社会福祉法人 市川朝日会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町 537 (市川あさひ荘)
21	社会福祉法人 松涛会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町 552 (太陽と緑の家)
22	社会福祉法人 幸志会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H20.6.6	市川市大町 438-2 (やわらぎの郷)
23	医療法人社団 葵会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市大野町 3-2128-1 (葵の家・市川)
24	医療法人社団 恵隆会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市柏井町 4-296-2 (つばさくらぶ)
25	医療法人社団 寿光会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市高谷 3-1-20 (エスポワール市川)

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (8)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
26	医療法人 静和会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市北方町 4-1460 (サンシルバー市川)
27	医療法人社団 泰正会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市大町 43-3 (グレースケア市川)
28	医療法人社団 哺育会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H21.7.6	市川市奉免町 59-2 (ハートケア市川)
29	社会福祉法人 天祐会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H24.5.28	市川市広尾 2-3-1 (広尾苑)
30	社会福祉法人 南台五光福祉協会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H24.12.12	市川市奉免町 191-2 (やまがき園)
31	社会福祉法人 佑啓会	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H25.5.31	市川市国分 3-20-2 (ふる里学舎松香園)
32	社会福祉法人 一路会	災害時における要配慮者の受入れに関する協定	H28.9.29	市川市柏井町 3-637-1 (かしわい苑)
33	社会福祉法人 長寿の里	災害時における要配慮者の受入れに関する協定	H29.6.19	市川市末広 1-1-48 (行徳翔裕園)
34	社会福祉法人 大久保学園	災害時における要配慮者の受入れに関する協定	H30.7.18	船橋市金堀町 499-1 (対象施設は梨香園)
35	コーナン商事株式会社 (ホームセンターコーナン市川原木店)	津波発生時等における一時避難施設としての使用に関する協定	H23.12.21	市川市原木 2526-6 (市川原木店)
36	株式会社ユニリビング (ユニディ千鳥町店)	津波発生時等における一時避難施設としての使用に関する協定	H23.12.21	市川市千鳥町 1 番地 (ユニディ千鳥町店)
37	社会福祉法人 親愛会	災害時における要配慮者の受入れに関する協定	R1.8.2	松戸市東松戸 1-2-34
38	株式会社国府台自動車センター	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.10	千葉県市川市中国分 3 丁目 1 6 番 1 号
39	黒井産業株式会社 市川中央自動車教習所	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.11	千葉県市川市高谷 1 9 7 4 番地 1 1
40	株式会社市川自動車教習所	災害時等における自動車教習所施設の一時使用等に関する協定	R1.12.11	千葉県市川市柏井町 1 丁目 1 4 6 3 番地
41	ESR 株式会社	災害時における避難場所等に関する協定	R2.2.6	東京都港区赤坂二丁目 1 0 番 5 号 (ESR ディストリビューションセンター : 二俣 678-55)
42	株式会社オアジ	災害時における要配慮者の受入れに関する協定	R1.12.19	東京都港区六本木 6 丁目 1 5 番 1 号 (オアジ市川 : 稲越町 57-1)

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (9)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

### 8. 帰宅困難者支援に関する協定 (9 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	株式会社 THINKフィットネス (ゴールドジム行徳千葉)	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市行徳駅前 2-3-1-2F (ゴールドジム行徳千葉フィットネスセンター)
2	ジェイホテル	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市八幡 3-19-3 (ジェイホテル本八幡)
3	株式会社スーパーホテル	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市妙典 4-4-27 妙典センタービル (スーパーホテル東西線・市川・妙典駅前)
4	株式会社妙典タウンセンター	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市妙典 4-4-1 イオン 3 番街 2F (妙典センタービル会議室)
5	山崎製パン企業年金基金	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H23.11.24	市川市市川 1-3-14 (企業年金基金会館)
6	公益財団法人市川市文化振興財団	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H27.2.18	市川市大和田 1-1-5
7	山崎製パン株式会社総合クリエーションセンター	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H29.9.4	市川市市川 3-23-27
8	ブリーズベイホテル株式会社市川グランドホテル	災害発生時における帰宅困難者支援に関する協定	H30.10.4	市川市市川 1-3-18
9	ベイスパ市川 CC 株式会社	災害発生時における浴場等の使用及び帰宅困難者支援に関する協定	H29.8.29	市川市上妙典 1554 (クリーンスパ市川)

### 9. その他 (12 協定)

No.	名称	協定名称	協定年月日	所在地
1	市川市国際交流協会	災害時における支援に関する協定	H21.6.3	市川市八幡 2-1-7 第 1 藤ビル 2F
2	本八幡キャピタルタワー・大芝原自治会	防災備蓄倉庫及び備蓄品の管理に関する覚書	H15.8.26	八幡 3-5-1 (キャピタルタワー防災センター)
3	パークシティー市川	防災備蓄倉庫及び備蓄品の管理に関する覚書	H15.8.8	市川市市川南 3-12-1 (管理防災センター)
4	市川市内郵便局	災害時における市川市と市川市内郵便局間の協力に関する覚書	H9.12.12	市川井平田 2-1-1 (市川郵便局総務部)
5	特定非営利活動法人日本防災標識協会	避難誘導標識の設置及び管理に関する協定	H10.7.14	市原市八幡 2059-7
6	京葉ガス株式会社	市川市防災行政無線 (固定系) 子局の活用に関する協定	H12.6.23	市川市市川南 2-8-8
7	東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社	市川市防災行政無線の使用に関する協定	H28.11.29	船橋市湊町 2-2-16
8	一般社団法人関東地域づくり協会	大規模災害時における防災エキスパート支援に関する協定	H25.5.31	さいたま市大宮区吉敷町 4-262-16
9	エヌ・ティ・ティ・ソナント株式会社	J-anpi 協力に関する協定	H25.9.1	港区芝浦 3-4-1 グラパルク 8 階
10	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H27.1.28	松戸市新松戸 1-243 (松戸営業所)
11	東電タウンプランニング株式会社	広告付き避難所等電柱看板に関する協定	H27.2.5	千葉市中央区新田町 36-15 千葉テックビル 6F (千葉総支社)
12	NTT タウンページ株式会社	防災啓発情報等に関する協定	H29.11.22	中野区中央 3-24-9 ネクストサイト中野ビル (営業本部首都圏営業企画部)



## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (10)

(相互応援協定先)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

No.	協定先	〒	所在地
1	千葉県	260-8677	千葉市中央区市場町 1-1
2	千葉市	260-8722	千葉市中央区千葉港 1-1
3	銚子市	288-8601	銚子市若宮町 1-1
4	船橋市	273-8501	船橋市湊町 2-10-25
5	館山市	294-8601	館山市北条 1145-1
6	木更津市	292-8501	木更津市富士見 1-2-1
7	松戸市	271-8588	松戸市根本 387-5
8	野田市	278-8550	野田市鶴奉 7-1
9	茂原市	297-8511	茂原市道表 1
10	成田市	286-8585	成田市花崎町 760
11	佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町 97
12	東金市	283-8511	東金市東岩崎 1-1
13	旭市	289-2595	旭市二 1920
14	習志野市	275-8601	習志野市鷺沼 2-1-1
15	柏市	277-8505	柏市柏 5-10-1
16	勝浦市	299-5292	勝浦市新官 1343-1
17	市原市	290-8501	市原市国分寺台中央 1-1-1
18	流山市	270-0192	流山市平和台 1-1-1
19	八千代市	276-8501	八千代市大和田新田 312-5
20	我孫子市	270-1192	我孫子市我孫子 1858
21	鴨川市	296-8601	鴨川市横渚 1450
22	鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1
23	君津市	299-1192	君津市久保 2-13-1
24	富津市	293-8506	富津市下飯野 2443
25	浦安市	279-8501	浦安市猫実 1-1-1
26	四街道市	284-8555	四街道市鹿渡無番地
27	袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
28	八街市	289-1192	八街市八街ほ 35-29
29	印西市	270-1396	印西市大森 2364-2
30	白井市	270-1492	白井市復 1123
31	富里市	286-0292	富里市七栄 652-1
32	南房総市	299-2492	南房総市富浦町青木 28
33	匝瑳市	289-2198	匝瑳市八日市場八 793-2
34	香取市	287-8501	香取市佐原口 2127
35	山武市	289-1392	山武市殿台 296
36	いすみ市	298-8501	いすみ市大原 7400-1
37	酒々井町	285-8510	印旛郡酒々井町中央台 4-11
38	栄町	270-1592	印旛郡栄町安食台 1-2
39	神崎町	289-0292	香取郡神崎町神崎本宿 163
40	多古町	289-2292	香取郡多古町多古 584
41	東庄町	289-0692	香取郡東庄町笹川い 4713-131

## 資料 1 - 7 災害時における協定締結先一覧 (11)

令和2年4月1日 現在

No.	協定先	〒	所在地
42	大網白里市	299-3292	大網白里市大網 115-2
43	九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝 4099
44	芝山町	289-1692	山武郡芝山町小池 992
45	横芝光町	289-1793	山武郡横芝光町宮川 11902
46	一宮町	299-4396	長生郡一宮町一宮 2457
47	睦沢町	299-4492	長生郡睦沢町下之郷 1650-1
48	長生村	299-4394	長生郡長生村本郷 1-77
49	白子町	299-4292	長生郡白子町関 5074-2
50	長柄町	297-0298	長生郡長柄町桜谷 712
51	長南町	297-0192	長生郡長南町長南 2110
52	大多喜町	298-0292	夷隅郡大多喜町大多喜 93
53	御宿町	299-5192	夷隅郡御宿町須賀 1522
54	鋸南町	299-2192	安房郡鋸南町下佐久間 3458
55	ひたちなか市	312-8501	茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1
56	茅ヶ崎市	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
57	富士市	417-8601	静岡県富士市永田町 1-100
58	江戸川区	132-8501	東京都江戸川区中央 1-4-1
59	葛飾区	124-8555	東京都葛飾区立石 5-13-1
60	明石市	673-8686	兵庫県明石市中崎 1-5-1
61	加美町	981-4292	宮城県加美郡加美町字西田 3-5
62	神栖市	314-0192	茨城県神栖市溝口 4991-5
63	喜多方市	966-8601	福島県喜多方市字御清水東 7244-2
64	西会津町	969-4495	福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308
65	北塩原村	966-0485	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151
66	宇土市	869-0492	熊本県宇土市浦田町 51
67	相良村	868-8501	熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1
68	岩沼市	989-2480	宮城県岩沼市桜 1-6-20
69	市川郵便局	272-8799	市川市平田 2-1-1
70	行徳郵便局	272-0141	市川市香取 2-1-16
71	国土交通省 関東地方整備局	330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

## 資料 1 - 8 消防応援協定等一覧 (1)

令和 2 年 4 月 1 日 現在

### ○隣接都市との協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和25年6月16日締結 平成10年3月20日改定 平成29年1月28日改定	松戸市	非常災害に備え、消防組織法第39条に基づき、左記都市と相互応援協定を締結し、当該協定に基づき相互に応援している。
昭和31年8月18日締結 昭和42年3月28日改定 平成18年11月1日改定	船橋市	
昭和31年11月10日締結 昭和56年5月30日改定 平成18年11月1日改定 平成25年12月1日改定	浦安市	
昭和32年7月5日締結 昭和42年3月7日改定 昭和63年11月1日改定 平成19年9月18日改定	東京消防庁	
昭和49年5月1日締結 平成18年11月1日改定 平成25年10月1日改定	鎌ヶ谷市	
昭和57年4月27日締結 昭和62年11月20日改定 平成18年8月24日改定 平成25年4月10日改定	東関東自動車道及び新空港自動車道関係都市	

平成30年6月2日 締結 東京外環自動車道路管内市間の関係都市  
平成31年4月1日改定

### ○広域消防応援協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和40年7月19日締結 昭和60年4月1日改定 平成4年4月1日改定 平成18年8月22日改定	県下全市町村	広域消防相互応援協定

### ○京葉ガスとの協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和56年6月10日締結	京葉ガス株式会社市川支社	業務協定

### ○千葉海上保安部との協定

協定年月日	協定都市等	備 考
昭和57年10月1日締結	千葉海上保安部	業務協定

## 資料 1 - 8 消防応援協定等一覧 (2)

令和2年4月1日 現在

### ○東京湾消防相互応援協定

協定年月日	協定都市等	備 考
平成2年6月1日締結 平成18年12月12日改定	東京都、川崎市、千葉市、横浜市	東京湾消防相互応援協定

### ○医療機関との協定等

協定年月日	協定都市等	備 考
平成24年4月12日締結 平成25年5月30日改定	日本医科大学千葉北総病院	ラピッドカー運用に関する協定書
平成25年8月7日締結 平成26年4月1日改定 令和2年2月6日改正	順天堂大学医学部附属浦安病院	ラピッド・レスポンスカーの運用に関する協定書
平成27年1月19日締結	東京歯科大学市川総合病院	救急現場等への医師派遣に関する協定書

## 資料1-9 小学校区防災拠点の配置

令和2年4月1日 現在

No.	学校名	所在地	短縮	TEL・FAX	無線
1	市川小学校	市川 2-32-5	7411	325-4758・9	302
2	真間小学校	真間 4-1-1	7412	372-4726・7	303
3	中山小学校	中山 1-1-5	7413	335-2711・2	314
4	八幡小学校	八幡 3-24-1	7414	325-4763・4	309
5	国分小学校	東国分 2-4-1	7415	371-6793・4	320
6	大柏小学校	大野町 2-1877	7416	337-8141・2	334
7	宮田小学校	新田 4-8-15	7417	379-7647・8	304
8	富貴島小学校	八幡 6-10-11	7418	334-2624・5	310
9	若宮小学校	若宮 3-54-10	7419	339-2177・8	315
10	国府台小学校	国府台 5-25-4	7420	372-4672・3	301
11	平田小学校	平田 3-28-1	7421	379-6761・2	338
12	鬼高小学校	鬼高 2-13-5	7422	335-0304・5	313
13	菅野小学校	菅野 6-14-1	7423	324-5955・6	311
14	信篤小学校	原木 2-16-1	7425	328-0165・6	321
15	稲荷木小学校	稲荷木 1-14-1	7426	376-5961・2	308
16	鶴指小学校	大和田 4-11-1	7428	379-3588・9	307
17	宮久保小学校	宮久保 5-7-1	7429	371-2747・8	312
18	二俣小学校	二俣 678	7430	328-0105・6	322
19	中国分小学校	中国分 1-22-1	7431	371-7886・7	337
20	曾谷小学校	曾谷 7-18-1	7432	371-7888・9	319
21	大町小学校	大町 84-10	7433	337-3610・35	335
22	北方小学校	北方町 4-1356-1	7434	339-1701・2	316
23	百合台小学校	曾谷 6-10-1	7436	374-1811・2	318
24	柏井小学校	柏井町 1-1149-1	7438	337-8877・8	336
25	大洲小学校	大洲 4-18-1	7439	370-0300・15	305
26	大野小学校	南大野 1-42-1	7443	338-3000・1	333
27	稲越小学校	稲越町 518-2	7445	373-8401・2	317
28	大和田小学校	大和田 1-1-3	7447	378-5001・32	306
29	行徳小学校	富浜 1-1-40	7424	357-3116・7	323
30	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	7427	357-3126・7	324
31	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1	7435	395-5331・2	328
32	富美浜小学校	南行徳 2-3-1	7437	396-2522・3	327
33	幸小学校	幸 1-11-1	7440	396-0770・3	332
34	新井小学校	新井 1-18-13	7441	357-1722・7	325
35	南新浜小学校	新浜 1-26-1	7442	396-9731・57	329
36	塩焼小学校	塩焼 5-9-8	7444	397-1231・2	331
37	塩浜学園	塩浜 4-6-1	7446	397-1250・1	330
38	福栄小学校	南行徳 2-2-1	7448	397-8115・6	326
39	妙典小学校	妙典 2-14-2	7449	399-5891・2	339